

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会
式典・会場専門委員会
第1回式典音楽部会 次第

日 時：令和4年9月28日(水) 10:00~12:00
場 所：滋賀県大津合同庁舎7階7C会議室

- 1 開会

- 2 あいさつ

- 3 部会の運営について

- 4 審議事項
 - (1) 式典音楽隊編成の構想について
 - (2) 式典使用曲の構想について

- 5 閉会

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
2025





わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会
式典・会場専門委員会
第1回 式典音楽部会



会議資料



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

日時：令和4年9月28日（水）10:00～12:00

会場：滋賀県大津合同庁舎7階7C会議室

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会
式典・会場専門委員会
式典音楽部会 委員名簿

(順不同：敬称略)

	機関・団体名および役職名	氏名
部会長	滋賀県合唱連盟理事長	伏見 強
委員	滋賀県吹奏楽連盟会長	米田 正博
委員	公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長 (滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール館長)	村田 和彦

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 式典・会場専門委員会部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会専門委員会設置規程第5条の規定に基づき、式典・会場専門委員会（以下「専門委員会」という。）の部会の設置および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称および付託事項)

第2条 部会の名称および専門委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、専門委員会委員長が指名する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 部会委員の任期は、部会の目的が達成されたときまでとする。ただし、部会委員が就任時の機関、団体等の役職を離れたときは、その部会委員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

2 部会は、付託事項の審議結果について、専門委員会に報告するものとする。

3 部会は、必要と認めるときは、部会委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局において行う。

附則

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

附則

令和4年8月7日から施行する「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会則」により、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の方針、計画および関係規定等中、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会」とあるものは「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会」と読み替える。

別表（第2条関係）

部会の名称	付託事項
式典音楽部会	式典音楽に関すること
式典演技部会	式典演技に関すること

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 式典・会場専門委員会 式典音楽部会 会議公開方針（案）

第1 趣旨

この方針は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会式典・会場専門委員会式典音楽部会（以下「部会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開・非公開の取扱

- 1 部会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあつては、部会長が部会に諮って会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に準じる事項を審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第3 会議の開催の通知

部会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）にインターネット上の滋賀県ホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 開催日時
- イ 開催場所
- ウ 議題
- エ 傍聴者の定員
- オ 傍聴の手続き
- カ 議事録等の公表の時期および方法
- キ 問い合わせ先

第4 公開の方法等

部会の会議の公開の方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から部会長が傍聴を許可する。

なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっても、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。

ただし、会議場の都合等でやむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。

- (3) 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

- (4) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴および報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。

- (5) 傍聴者は、抽選により決定する。

ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。

- (6) 部会長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議題については、会議要録）を作成し、原則として1か月以内に滋賀県ホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不相当と認められる事項について公開しないこととすることができる。

第5 その他

この方針に定めのない事項は、部会長が部会の意見を聞いて必要の都度定めるものとする。

滋賀県情報公開条例 第6条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条第 1 号へ規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに公にすることができない情報
- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

傍聴要領（案）

式典・会場専門委員会 式典音楽部会

式典・会場専門委員会式典音楽部会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 式典・会場専門委員会式典音楽部会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開会時刻の20分前に、会場に設置する受付にお越しください。受付で住所と氏名のご記入をお願いします。
- (2) (1) により傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴許可者を決定します。
- (3) (1) により傍聴を希望する者が定員に満たない場合は、定員を満了すまで先着順で傍聴を許可します。ただし、会議の開会時刻以降の傍聴許可はいたしません。
- (4) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、部会長が特に認める者は、会議を傍聴することができます。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) 部会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、すみやかに会場外へ退出すること。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

式典音楽部会が担当する内容

式典音楽部会では、両大会の開・閉会式を構成する「式典」の中で使用する楽曲の構成や楽曲を演奏する音楽隊の編成等にかかる事項について検討する。

開会式の構成

わた SHIGA 輝く 国スポ	わた SHIGA 輝く 障スポ
オープニングプログラム 県内で活動する団体によるパフォーマンス等で構成するプログラム	
☆式典 天皇・皇后両陛下御臨席の下、国民体育大会開催基準要項に即して行う。	☆式典 皇族御臨席の下、国スポに準じて行う。
おもてなし演技 テーマに沿って開催県の魅力を最大限に表現する集団演技。天皇・皇后両陛下御臨席の下で行う。	おもてなし演技 テーマに沿って開催県の魅力を最大限に表現する集団演技。皇族御臨席の下で行う。
エンディングプログラム 式典終了後、国スポ・障スポの機運を盛り上げるプログラム	

※「おもてなし演技」は式典に盛り込んで実施する。

閉会式の構成

わた SHIGA 輝く 国スポ	わた SHIGA 輝く 障スポ
オープニングプログラム 県内で活動する団体によるパフォーマンス等で構成するプログラム	
☆式典 皇族御臨席の下、国民体育大会開催基準要項に即して行う。	☆式典 皇族御臨席の下、国スポに準じて行う。
	ファイナルステージ 選手・観客・大会開会関係者が一体となり、大会後の余韻にひたるプログラム

式典音楽業務スケジュール(予定)

年度	全体計画	式典・会場専門委員会	式典音楽部会	備考
R4 2022 (3年前)	「式典基本計画」策定	(9月)第4回委員会 ・式典基本計画(素案) ・開閉会式会場等整備基本計画(素案) (11月頃)第5回委員会 ・式典基本計画(中間案) ・開閉会式会場等整備基本計画(中間案) (1月頃)第6回委員会 ・式典基本計画(案) ・開閉会式会場等整備基本計画(案)	(9月)第1回部会 ・音楽隊編成の構想 ・使用曲の構想 (10月)栃木国体視察 (11~12月)第2回部会 ・使用曲の制作について ・作曲者、編曲者について ・出演団体について 使用曲の構想、式典音楽隊編成の構想決定 →式典基本計画(案)に反映 (1月~2月)第3回部会 ・作曲者、編曲者の選定 (3月)作曲者・編曲者決定	★式典音楽部会始動
R5 2023 (2年前)	「式典実施計画」策定	※3回程度開催予定 式典実施計画策定に向けた審議	(4月)使用曲制作スタート 第4回部会 ・式典音楽隊の候補者について ・試奏会の演奏団体選出 ・試奏会について ・式典音楽隊席(配置図)について 第5回部会 ・楽器整備方針について ・試奏会実施要項について (10月)鹿児島国体視察 第6回部会 ・式典音楽隊決定報告 ・試奏会、検証会について ・使用曲決定報告 使用曲完成 ↓ (3月頃)試奏会・検証会	★使用曲制作 ★作曲者・編曲者契約 ★式典音楽隊推薦依頼 ★出演団体候補に概要説明、出演打診
R6 2024 (1年前)	「式典実施要項」策定	※3回程度開催予定 式典実施要項策定に向けた審議	第7回部会 ・式典実施要項の策定について ・使用曲完成報告 ・録音会について ・指揮者選定について ・式典音楽隊の服飾(デザイン)について ・ファンファーレの演出について 第8回部会 ・式典音楽隊の服飾(デザイン)について ・録音会について ・練習会について 第9回部会 ・練習計画決定 ・録音会について ・楽器レンタル、楽器保険について (10月)佐賀国スポ視察 (11月~1月頃)録音会 ↓ 式典使用曲集CD・楽譜集完成 (3月)使用曲紹介	★楽譜およびCD制作 ★式典音楽隊の服飾デザイン・作成 ★指揮者依頼 ★練習会スタート
R7 2025 (開催年)	「式典実施・運営マニュアル」作成			★開催年に完成 ・服飾関係(式典音楽隊) ★開催年に実施する練習会、研修会 ・式典音楽隊練習会 ・総合練習会 ・総合リハーサル (5月~)各部門別練習会 (8月~9月)総合練習会 (9月)総合リハーサル わたSHIGA輝く国スポ・障スポ (第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会)

※このスケジュールは、必要に応じて改訂する。